

アスベスト含有分析調査業務 仕様書

1 業務名称

アスベスト含有分析調査業務委託（単価契約）

2 対象施設

蒲郡市が維持管理する公共施設（蒲郡市内）

3 履行期間

契約の翌日から令和7年3月31日

4 業務概要

本業務は公共施設の維持修繕等に必要となるアスベスト含有建材等の事前調査を目的とする。対象施設の建材等について、発注者が分析依頼を行い、受注者が試料を採取し、各検体について対象種（アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト）6種類の定性分析を行う。

5 業務条件

- (1) 発注者は分析を要する案件が発生した場合、受注者に分析依頼をする。その際、一度の分析依頼で2検体以上の検体分析依頼を行う。
- (2) 発注者は一度の分析依頼で複数の施設にまたがって検体分析依頼をする場合がある。
- (3) 令和6年度に依頼する分析数は65検体を予定する。予定であるため、実際の検体分析数は増減する可能性がある。
- (4) 検体採取位置は、はしご又は脚立による採取が可能な高さ（高さ3m程度まで）とする。

6 業務内容

(1) 試料の採取、分析

ア 試料採取日は、事前に発注者と日程を調整し決定する。

イ 試料の採取箇所は、発注者と調整を行う。

ウ 石綿含有の分析方法は、(JIS) A1481-1 による測定方法を用いて実施し、1検体を各層ごとに分析すること。

エ 分析結果は試料採取日から2週間以内に発注者宛てに電子メールで速報を提出すること。

- オ 試料採取後は、飛散防止措置及び簡易補修など適切な処理を行うこと。
- カ 施設名、採取位置、検体数、検体採取日時及び調査員氏名等を記載した検体採取記録簿（任意の様式による）を発注者へ提出すること。
- キ 試料の入れ物には、採取した場所が分かるように明記すること。
- ク 試料採取中の状況、試料採取後の状況及び採取した試料は、黒板等を使用し撮影する。なお、各状況の写真は全景を撮影し、採取箇所が判別できるようにすること。

（2）報告書（成果物）の作成

- ア 測定分析結果及び採取位置図、記録事項データ（PDF形式）
 - イ 試料採取及び分析等の状況写真データ（PDF形式）
- 受注者は成果品が完成した時点で、必ずウィルスチェックを実施し、コンピューターウィルスが存在しないことを確認しなければならない。なお、ウィルス対策ソフトは任意であるが、信頼性の高いものとする。

7 技術者資格要件及び提出書類

受注者は、契約締結後速やかに下記の書類を提出すること。

- ア 管理技術者届 1部
管理技術者は、次のいずれかに該当する者であること。
 - a 国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した「特定建築物石綿含有建材調査者」
 - b 「石綿分析技術評価事業」（公益社団法人日本作業環境測定協会）により認定されるAランク、Bランクの認定分析技術者
 - c 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修修了者」
 - d 一般社団法人 JATI 協会により認定される「アスベスト診断士」
- イ 従事技術者届（管理技術者が兼務する場合は不要とする）
特定建築物石綿含有建材調査者及び現地調査従事技術者の資格証明書の写し、特別健康診断書の写し等を添付すること。

8 契約

契約は1検体あたりの単価契約とする。

9 業務の流れ

- （1）委託者はアスベスト含有の事前分析を委託する場合は、一度に2検体以上の分析依頼を受託者に通知する。
- （2）通知を受けた受託者は依頼単位で単価契約に基づき見積書を作成して提

出する。

- (3) 受託者は検体採取の位置等の確認を行い、検体採取および分析業務を実施する。
- (4) 受託者は見積単位で報告書を作成し提出する。

1 0 支払い

提出された報告書の検査合格後に業務依頼単位で支払いを行う。

1 1 一括再委託等の禁止

- (1) 本業務は下記に規定する「主たる部分」を再委託することはできない。
 - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - イ 試料採取、定性分析調査
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

1 2 特記事項

- (1) 受注者は、本事業の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法令に従い、常に安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。
- (2) 業務の実施にあたっては必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (3) 業務中の受注者の責により生じた損害の補償は、受注者の責任とする。
- (4) 本業務の履行に必要な物品等は受注者で準備すること。なお、検体採取時に必要な機器や安全を確保するための仮設物の設置費用等は、単価に含めない。
- (5) 調査方法及び内容に修正・変更等が必要となる場合には、事前に発注者と協議し、決定するものとする。
- (6) 本委託の実施により知り得た情報は、他へ漏らしてはならない。また、本委託終了後も同様とする。
- (7) 本仕様書について疑義がある場合は、見積書提出前に発注者に確認すること。この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受託者が協議して定めるものとする。